一般競争入札公告

令和 8 年 11 月 11 日

社会福祉法人 楽晴会
理事長　齊藤　淳

1　入札内容

（1） 名称 社会福祉法人楽晴会 「令和 8 年度 次世代介護機器導入支援事業」の活用および自費導入事業

（2）納品場所　社会福祉法人楽晴会が指定する 4 事業所
※詳細は仕様書による

（3）内容

① 見守りシステム

【製品名】 ：眠り CONNECT 関連一式

【メーカー】：パラマウントベッド株式会社

②無線 LAN(Wi-Fi)環境構築

【製品名】 ：①および iOS 端末が問題なく動作する環境

【メーカー】：①および iOS 端末が問題なく動作する環境

（4）仕様書等　仕様書による

（5）納品期限　令和 9 年 1 月 29 日 迄

2　入札方法等

（1） 入札方法　　一般競争入札

（2） 予定価格　　非公表

（3） 最低制限価格　無

（4） 入札保証金　　無

3　入札参加資格

（1） 地方自治法施行令第１６７条の 4 の規定に該当しない者であること

（2） 本事業である「見守りシステム」導入ならびに「Wi-Fi 環境構築」業務について、東京都内で過去 3 年間で介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への構築・納入実績を有する者

（３） 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、東京都の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
（４） 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、東京都の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
（５） 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと

4　入札参加申請
（１）受付期間　令和 8 年 11 月 11 日（水）から令和 8 年 11 月 17 日（火）迄
（２）提出書類
① 一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式１）
② 事業である「見守りシステム」導入ならびに「Wi-Fi 環境構築」業務について、過去 3 年間で東京都内の介護施設への構築・納入実績がわかる資料
③ 会社案内（パンフレット）
④ 役員名簿（ホームページの写し等でも可）
（３）提出方法　持参若しくは郵送（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
（４）提出先
青森県三沢市大町 2 丁目 6-27　℡ 0176-53-3550
社会福祉法人楽晴会　本部事務局　事務局長　高橋　清　宛て

5　仕様書の配布
仕様書及び関係書類は、社会福祉法人楽晴会ホームページに掲載する。
仕様書の掲載期間：令和 8 年 11 月 11 日（水）～令和 8 年 11 月 17 日（火）迄
現場説明会は行いません。随時対応いたしますので必ず事前にお問い合わせください。
仕様書内容に疑義がある場合は、令和 8 年 11 月 16 日（水）までに質問書（別紙様式２）入力しメールにて受け付けます。

送付先メールドレス：kiyoshi.takahashi@rakuseikai.or.jp
送付先 Fax：0176-53-2480

6　入札日程等
（１）日時　　令和 8 年 11 月 26 日（木）16 時 30 分（即日開札）
（２）場所　　社会福祉法人楽晴会　本部事務局　会議室
オンラインでの参加も可とする

7　入札注意事項
（１） 代理人をして入札させる場合、入札委任状（別紙様式３）を提出すること。

（２） 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を記載すること。(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３） 入札参加者の直接持参による入札とする。入札書（別添様式 4）を社名入り封筒に入れ、厳封し、入札箱に投函する。

（４） 以下に該当する場合は入札の無効とする。

② 入札参加資格の無い者が入札した入札

③ 入札書に不備がある場合

④ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤ 入札時刻に遅れた者は入札に参加する意思の無いものとみなす

⑥ その他公告に示す事項に反した者がした入札

８　落札者の決定

（１） 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

（２） 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。

（３） 再度入札を行っても落札者がいない場合は、最低価格で入札した者で契約締結の意思がある場合に、交渉による随意契約を行うものとする。

（４） 落札者とすべき同額の入札をした者が２以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

（５） 落札者は速やかに入札金額内訳書を提出すること。

９　契約方法等

（１） 契約書は落札した者が作成するものとする。

（２） 落札者は契約締結に必要な書類を速やかに提出すること。

１０　支払条件

履行完了確認後、翌月末日までに指定の銀行口座に振込むものとする。

１１　問い合わせ先

社会福祉法人 楽晴会　本部事務局

担当者：事務局長　高橋　清

〒033-0041　青森県三沢市大町２丁目 6-27

電話：0176-53-3550

メール：kiyoshi.takahashi@rakuseikai.or.jp

別添様式１

一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人 楽晴会
理事長　齊藤　淳　宛て

所在地
会社名
申請者職氏名　　㊞

（２） 令和８年 11 月 11 日付公告の社会福祉法人楽晴会　「令和８年度 次世代介護機器導入支援事業」の活用および自費導入事業の入札に、関係書類を添えて申請します。なお、記載事項等が事実と相違ないことを誓約します。

記

１　件名　社会福祉法人楽晴会「令和８年度 次世代介護機器導入支援事業」の活用および自費導入事業

２　添付書類
（１） 令和８年度　「次世代介護機器導入支援事業」について、過去３年間で介護施設への構築・納入実績がわかる資料
（２） 会社案内（パンフレット）
（３） 役員名簿（ホームページの写しでも可）

３　この申請書の記載担当者・連絡先（連絡者）
氏名
所属部課
電話番号
FAX 番号
E-mail

別添様式２

質 問 書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人 楽晴会
理事長　齊藤　淳　宛て

所在地
会社名
申請者職氏名

件名：＜社会福祉法人楽晴会＞
令和８年度 次世代介護機器導入支援事業」の活用および自費導入事業

質問番号	仕様書の番号　等	質疑事項

別添様式３

入 札 委 任 状

私は、＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、下記の事業に関する入札の一切の権限を委任します。

記

１　件名　＜社会福祉法人楽晴会＞
「令和８年度 次世代介護機器導入支援事業」の活用および自費導入事業

２　納入場所　社会福祉法人楽晴会 世田谷希望丘ホームおよび併設事業所
※詳細は仕様書による

令和　　年　　月　　日

所在地
会社名
申請者職氏名
㊞

受任者（代理人）
職名又は住所
氏　　名

別添様式４

入　札　書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人 楽晴会
理事長　　齊藤　淳　宛て

１　件名　＜社会福祉法人楽晴会＞
「令和８年度 次世代介護機器導入支援事業」の活用および自費導入事業

２　納入場所　社会福祉法人楽晴会 世田谷希望丘ホームおよび併設事業所
※詳細は仕様書による

３　入札金額

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金											

所在地
会社名
申請者職氏名

代理人　　㊞

（注意事項）
１　金額は算用数字で記入し、頭部に￥を付記すること
２　※上記入札価格は消費税等（１０％）を除いた金額とすること
３　＜社会福祉法人楽晴会＞
「令和 8 年度 次世代介護機器導入支援事業」の活用および自費導入事業費の合算金額にて入札

別添様式５

誓 約 書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人 楽晴会
理事長　齊藤　淳　宛て

所在地
会社名
申請者職氏名

＜社会福祉法人楽晴会＞の物品購入一般競争入札参加申し込むにあたり、下記の項目について相違ないことを誓約します。また、誓約内容確認のため、必要に応じて＜社会福祉法人楽晴会＞が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

記

1. 自己または自社の役員等または使用人が、次のいずれにも該当致しません。
暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律《令和 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という》第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同。）

（1）暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同。）
（2）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
（3）自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
（4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
（5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
（6）暴力団又は暴力団員と知りながらこれを利用している者。
（7）役員等が、暴力団又は、暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等。

２．1 の（1）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

以上